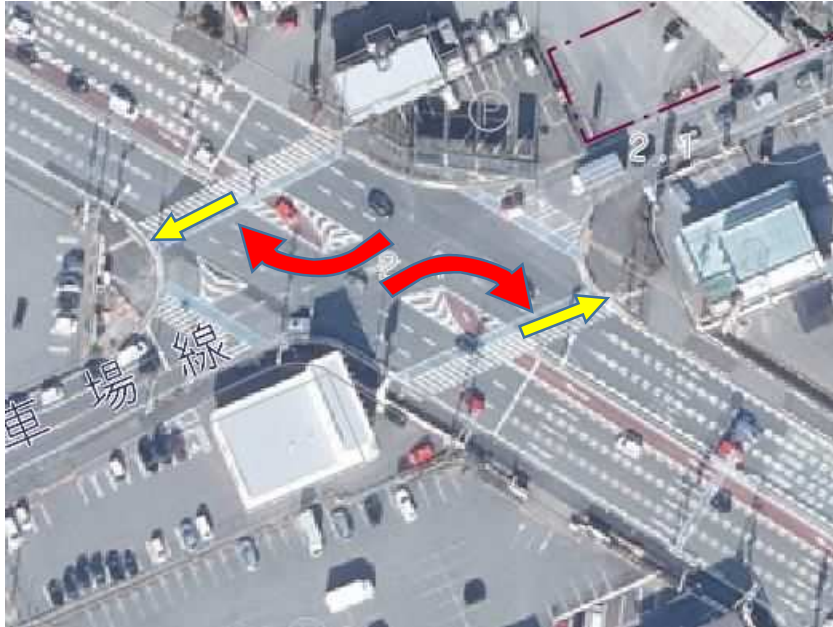


伊勢市交通政策課だより

No.1

市内で交通上、注意してほしい箇所その1



国道23号 小木町1交差点

小木町1交差点は、主道路が右折車線を含む片側4車線の大型交差点です。写真のように、従道路である県道とは大きく斜めに交差しています。

このような交差点形状であることから、従道路から右折する時、対向車に気を取られたり、主道路の幅員が広いことから右折時の速度が速くなり、その先で横断している歩行者や自転車を見落として衝突してしまう交通事故が多発しています。

同じような交差点形状をした国道23号の長屋1交差点でも、同様の交通事故が発生しやすい傾向にあります。

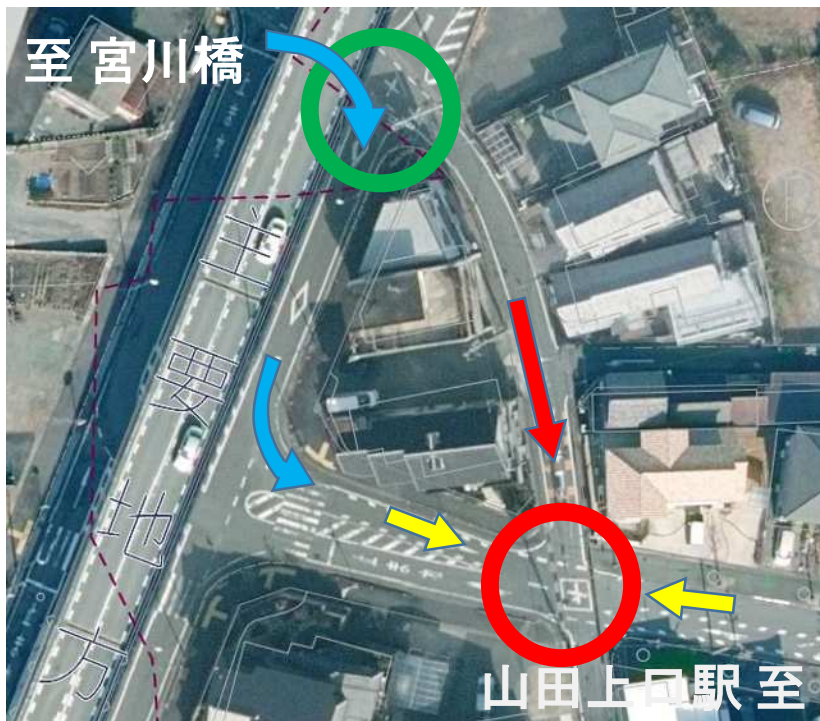
交差点を右左折する際は、しっかりと速度を落として、横断している歩行者や自転車の確認を徹底してください。

次回は、「市内で交通上、注意してほしい箇所その2」です。

伊勢市交通政策課だより

No.2

市内で交通上、注意してほしい箇所その2



伊勢市常磐1丁目地内

JR東海山田上り駅の西方にある、上記写真に○で記した常磐1丁目地内の交差点は、市内で交通事故が多発している交差点です。

宮川橋方向から進行する車両が、安全確認不十分のまま同交差点へ進入することによる車両同士の出会い頭事故が多発しており、昨年も13件が発生しています。

同交差点は、左右の見通しが悪いので、カーブミラーなどに頼ことなく、**確実に停止して、目視で左右の安全確認**をお願いします。

また、同交差点は○で記した交差点を右折することで、幅員が広い道路へ迂回することができます。(距離は約20メートルしか変わりません)

※ 事故件数は、概数となります。

次回は、「市内で交通上、注意してほしい箇所その3」です。

伊勢市交通政策課だより

No.3

市内で交通上、注意してほしい箇所その3



伊勢市中之町地内

今回は、伊勢市中之町にある伊勢古市参宮街道資料館前交差点の横断歩道についてです。

こちらの横断歩道ですが歩行者は、**青矢印**部分は信号に従って横断しますが、**赤矢印**部分は信号に関係なく横断できます。

車両についても、**黄矢印**方向へは信号に関係なく左折できるため、通学時間帯などに横断しようとする小学生等がいるにもかかわらず、横断歩道を通過又は横断歩道上に停止して合流待ちをする車両が散見されます。

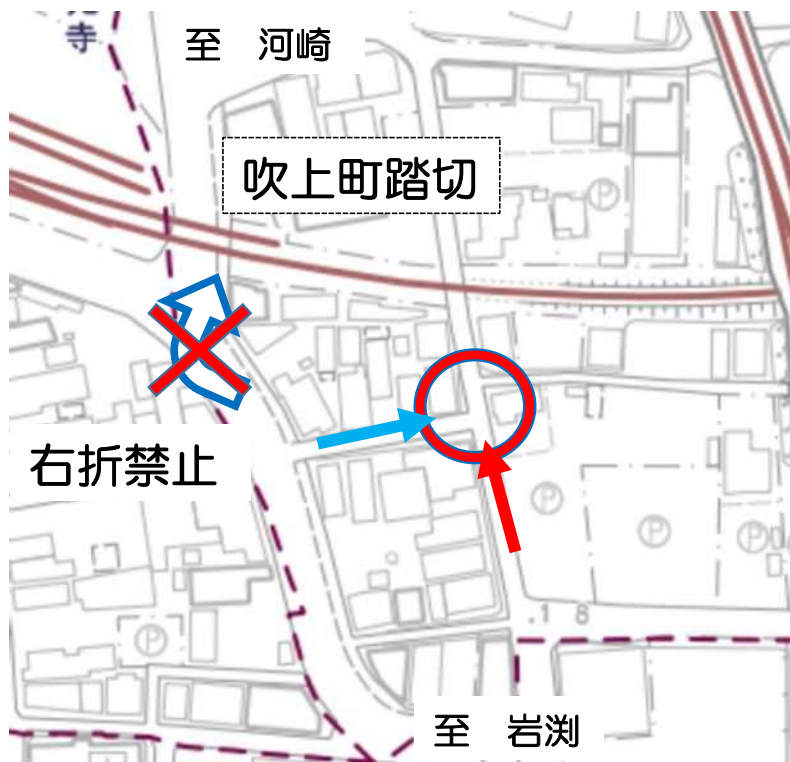
横断歩道は歩行者優先です。また、合流のため横断歩道上に停止することは、交通違反となりますのでご注意ください。

次回は、「市内で交通上、注意してほしい箇所その4」です。

伊勢市交通政策課だより

No.4

市内で交通上、注意してほしい箇所その4



伊勢市吹上2丁目地内

今回は、伊勢市吹上2丁目地内にあるJR東海吹上町踏切付近の丁字路交差点についてです。

こちらの交差点は、一方通行(軽車両を除く)で道路幅員も狭いのですが、小学生及び自転車を利用する高校生が通学路として利用しています。

しかし、吹上町踏切先の交差点が岩渕方向から河崎方向へ進行するとき、右折禁止であることから、河崎方面へ進行するためこちらの丁字路交差点を抜け道として利用する車両が多く、見通しが悪いこともあり交通事故の発生が懸念されます。

見通しが悪い交差点を通行する時は、ドライバーだけでなく歩行者や自転車利用者についても**しっかりと減速又は一時停止して安全確認**していただくようお願いします。

次回は、「市内で交通上、注意してほしい箇所その5」です。

伊勢市交通政策課だより

No.5

市内で交通上、注意してほしい箇所その5



JR伊勢市駅前広場

今回は、JR伊勢市駅前広場についてです。

同駅前広場は綺麗に整備されており歩道の幅員も広いのですが、駅やバス停の利用者が多いことから、普通自転車通行可の歩道として指定されていません。

駅前広場周辺で自転車が行き通れる歩道は、図上で青色に示した県道鳥羽松阪線の歩道となります。

赤色で示した部分は歩行者等が多いことから、**自転車で通行される方は降車して**いただくようお願いします。

自転車の歩道通行は、一部例外もありますが、標識により普通自転車通行可と指定されている歩道のみで、通行する際も歩行者優先となります。

次回は、「市内で交通上、注意してほしい箇所その6」です。